

.....

まるひろスターカード会員特約

.....

第1条（名称）

まるひろスターカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社丸広百貨店（以下「丸広百貨店」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、V i s aカード又はJ C Bカード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）を承諾のうえ、丸広百貨店を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの会員は、本カードの年会費を丸広百貨店に対して支払うものとし、本カードの年会費は、入会初年度は無料とし、次年度より本会員は、1,100円（うち消費税100円）を毎年当社所定の時期に支払うものとし、年会費は本カードでのご請求となります。ただし、家族カードの年会費は無料とします。

第4条（適用）

本特約及びまるひろスターカードクレジットポイント利用規約（以下総称して「本特約等」といいます。）に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）によるものとし、本特約等とジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）が重複する規定については本特約等が優先されます。